

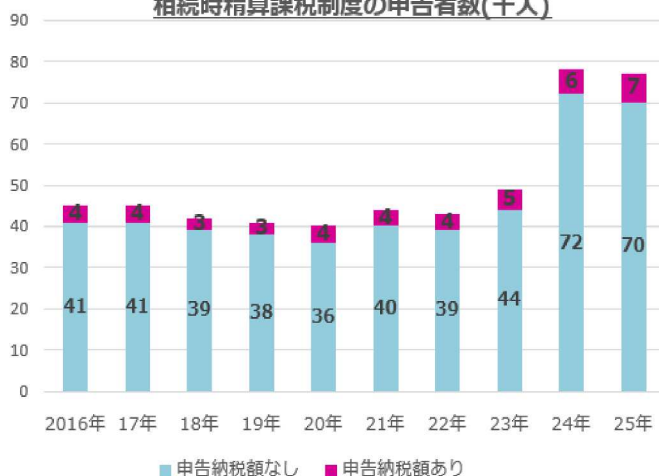
110万円贈与ならどちらの制度がオススメ？！

●精算課税制度の利用者増加へ

相続時精算課税制度は、2024年から“基礎控除110万円”が登場！毎年110万円までの贈与は、贈与税が発生しない上、将来の相続で生前贈与加算もなし！贈与税も、相続税もかからずに、贈与できるようになりました。

改正初年度の24年の利用者数は7万8,000人で、前年の4万9,000人の1.6倍に達しています。

相続時精算課税制度の申告者数(千人)



●生前贈与加算期間がいよいよ延長へ

相続時点で3年以内の生前贈与財産が加算となるのは今年いっぱい。

来年からは、2024年以後の贈与財産が加算対象となって徐々に対象期間がのび、2031年以後は7年以内の生前贈与財産が加算対象になります。

●制度の使い分けのポイント

◆親御さんがまだ若ければ <暦年贈与>

親御さんが60代など若く健康であれば、毎年110万円以下の贈与をコツコツ繰り返しても、7年間の生前贈与加算を気にせず、長期的な節税効果を期待できます。

◆孫や子の配偶者へ贈与したい <暦年贈与>

孫や子の配偶者は法定相続人ではないので、生前贈与加算の対象外です。ただし、遺言などで財産を引き継ぐ場合は、生前贈与加算の対象となります。

◆高額資産や収益物件を贈与 <精算課税制度>

相続時精算課税制度は、1度に最大2,610万円（2,500万円+110万円）を“無税”で贈与（＝名義変更）できる点が大きなメリット。

自社株や不動産など高額資産の贈与に向いています。将来の相続税は“贈与時の価格”で計算するため、特に先行きの値上がりが見込まれる資産や収益物件を贈与するなら、お勧めです。

◆高齢の親からの少額贈与 <精算課税制度>

高齢の親御さんから子への贈与のケースでは、「相続時精算課税制度の非課税枠110万円」を活用することで、生前贈与加算を避けることができます。

◆財産の名義変更を急ぐ場合 <精算課税制度>

将来の相続税がかからない場合でも相続時精算課税制度は有効です。自社株が値上がりする前や、不動産を早めに子の名義にしたいなどなら、相続時精算課税が有効です。



暦年贈与 vs 相続時精算課税制度の違い

(2024年(令和6年)改正対応)

暦年贈与(令和6年改正後)
毎年**110万円**非課税



- 非課税枠：毎年110万円まで
- 相続時：【相続開始前7年】以内の贈与は相続財産に加算
- メリット：長期計画で毎年コツコツ節税可能

毎年110万円節税

暦年贈与(令和6年改正後)

相続時精算課税制度

相続時精算課税制度(令和6年改正後)
累計**2500万円**贈与税なし



- 非課税枠：累計2500万円+【毎年110万円基礎控除】
- 相続時：累計枠(2500万円)分は相続財産に加算(基礎控除分は加算なし)
- メリット：一度にまとまった資産移転、さらに【毎年基礎控除】が使える

まとまった資産の移転

VS